

# 半期報告書

(第13期中) 自 平成29年4月1日  
至 平成29年9月30日

阪神高速道路株式会社

大阪府中央区久太郎町四丁目1番3号

(E04372)

# 目 次

頁

表紙	
第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【事業の内容】	2
3 【関係会社の状況】	2
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【業績等の概要】	4
2 【生産、受注及び販売の状況】	5
3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	5
4 【事業等のリスク】	5
5 【経営上の重要な契約等】	5
6 【研究開発活動】	5
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	6
第3 【設備の状況】	8
1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】	8
2 【道路資産】	9
第4 【提出会社の状況】	10
1 【株式等の状況】	10
2 【株価の推移】	11
3 【役員の状況】	11
第5 【経理の状況】	12
1 【中間連結財務諸表等】	13
(1) 【中間連結財務諸表】	13
(2) 【その他】	38
2 【中間財務諸表等】	39
(1) 【中間財務諸表】	39
(2) 【その他】	49
第6 【提出会社の参考情報】	50
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	51
第1 【保証会社情報】	51
第2 【保証会社以外の会社の情報】	51
1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】	51
2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】	53
3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】	53
第3 【指数等の情報】	54
[中間監査報告書]	

## 【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成29年12月22日
【中間会計期間】	第13期中（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）
【会社名】	阪神高速道路株式会社
【英訳名】	Hanshin Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 幸 和範
【本店の所在の場所】	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
【電話番号】	06-6252-8121（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 田代 千治
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
【電話番号】	06-6252-8121（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 田代 千治
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第11期中	第12期中	第13期中	第11期	第12期
会計期間	自平成27年 4月1日 至平成27年 9月30日	自平成28年 4月1日 至平成28年 9月30日	自平成29年 4月1日 至平成29年 9月30日	自平成27年 4月1日 至平成28年 3月31日	自平成28年 4月1日 至平成29年 3月31日
営業収益 (百万円)	99,750	97,558	101,673	256,880	249,675
経常利益 (百万円)	3,405	3,705	710	3,338	1,825
親会社株主に帰属する中間 (当期)純利益 (百万円)	2,914	3,169	5,070	2,430	3,092
中間包括利益又は包括利益 (百万円)	3,176	3,832	8,565	△3,699	5,393
純資産額 (百万円)	39,895	36,851	46,977	33,019	38,412
総資産額 (百万円)	218,421	213,375	211,280	241,999	220,023
1株当たり純資産額 (円)	1,978.67	1,820.84	2,321.99	1,630.84	1,894.61
1株当たり中間(当期)純 利益金額 (円)	145.71	158.48	253.54	121.51	154.61
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	18.1	17.1	22.0	13.5	17.2
営業活動によるキャッシ ュ・フロー (百万円)	△458	△5,869	△5,200	11,819	23,372
投資活動によるキャッシ ュ・フロー (百万円)	△3,167	△936	△1,751	△4,820	△7,191
財務活動によるキャッシ ュ・フロー (百万円)	△10,179	△13,280	1,489	△6,248	△19,071
現金及び現金同等物の中間 期末(期末)残高 (百万円)	11,320	5,788	17,520	25,874	22,983
従業員数 (人)	2,173	2,153	2,126	2,153	2,139
[外、平均臨時雇用人員]	[1,450]	[1,565]	[1,596]	[1,482]	[1,596]

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は[ ]内に中間連結会計期間(年間)平均人員を外数で記載しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第11期中	第12期中	第13期中	第11期	第12期
会計期間	自平成27年 4月1日 至平成27年 9月30日	自平成28年 4月1日 至平成28年 9月30日	自平成29年 4月1日 至平成29年 9月30日	自平成27年 4月1日 至平成28年 3月31日	自平成28年 4月1日 至平成29年 3月31日
営業収益 (百万円)	98,326	94,612	100,005	253,165	244,614
経常利益 (百万円)	3,430	3,588	793	1,874	430
中間(当期)純利益 (百万円)	2,993	3,190	5,304	1,614	2,305
資本金 (百万円)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数 (千株)	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
純資産額 (百万円)	35,314	37,125	41,546	33,935	36,241
総資産額 (百万円)	209,297	203,679	201,091	232,549	208,507
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	16.9	18.2	20.7	14.6	17.4
従業員数 (人)	666	679	668	668	661
[外、平均臨時雇用人員]	[185]	[187]	[193]	[184]	[188]

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は [ ] 内に中間会計期間(年間)平均人員を外数で記載しております。

## 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

#### 4 【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

平成29年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
高速道路事業	1,845
受託事業	[1,361]
その他	85 [174]
全社（共通）	196 [61]
計	2,126 [1,596]

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。
2. 高速道路事業及び受託事業については、両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。
3. 全社（共通）には、特定のセグメントに区分できない経営企画、総務、人事等の部署に所属している従業員数を記載しております。

##### (2) 提出会社の状況

平成29年9月30日現在

従業員数（人）	668 [193]
---------	--------------

- (注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に当中間会計期間の平均人員を外数で記載しております。

##### (3) 労働組合の状況

労働組合との間に特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当中間連結会計期間における我が国経済は、「経済再生」、「財政健全化」の更なる推進により、景気は緩やかな回復基調が続いており、関西経済についても、公共投資は減少しているものの、設備投資や生産（鉱工業生産）は増加基調にあり、個人消費も雇用・所得環境が改善するもとで緩やかに増加するなど、全体感としては緩やかな拡大基調にあります。

このような経営環境の中、当社グループの企業理念である「先進の道路サービスへ」及び2030年を目標とするビジョンである「阪神高速グループビジョン2030」を具現化するための計画として、平成29年4月、「中期経営計画（2017～2019）」を策定するとともに、お客さまがもっと安全・安心・快適を実感し満足していただけるよう、これまで以上に様々な施策に取り組んでいくため、「お客さま満足向上施策実施計画（お客さま満足アッププラン）」（以下「お客さま満足アッププラン」といいます。）を策定、安全・安心・快適の追求を通じてお客さまの満足を実現し、関西のくらしや経済の発展に引き続き貢献すべく事業の着実な展開に努めて参りました。

この結果、当中間連結会計期間の営業収益は101,673百万円（前年同期比4.2%増）、営業利益は634百万円（同82.7%減）、経常利益は710百万円（同80.8%減）、親会社株主に帰属する中間純利益は5,070百万円（同60.0%増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりです。

#### （高速道路事業）

当社は、平成29年6月、高速道路を効率的にご利用いただく上での共通の理念である「料金の賢い3原則」を基本とした新たな高速道路料金を阪神圏において導入いたしました。

高速道路事業では、構造物の長寿命化を推進すべく、大規模修繕事業に取り組むとともに、大規模更新事業に向けた具体的内容を検討するなど、お客さまに最高の安全と安心を提供することを目指して参りました。

高速道路の建設につきましては、ミッシングリンクの解消に向け、淀川左岸線（海老江JCT～豊崎）や大和川線（鉄砲～三宅西）、西船場JCT（信濃橋渡り線（仮称））の整備促進に努めて参りました。また、平成29年4月に新規事業化された一般国道1号（淀川左岸線延伸部）及び有料道路事業として事業化された一般国道2号（大阪湾岸道路西伸部）の両路線につきましても構造検討等に着手いたしました。

お客さま満足アッププランでは、企画割引「阪神高速ETC乗り放題パス（『2017 SUMMER-AUTUMN』）」の販売をはじめ、本線料金所撤去などによる快適走行性の向上、料金案内表示の改善などによるわかりやすい情報の提供、パーキングエリアの充実など、お客さまサービスの向上に継続的に努めて参りました。今後も本計画の着実な実施により、恒常的なお客さま満足の向上にグループ全体で取り組んで参ります。

高速道路通行台数は、一日当たり75.8万台（前年同期比0.6%増）と増加傾向となりました。この通行台数増加及び近畿圏の新たな高速道路料金の導入による影響等により、料金収入は92,566百万円（同6.5%増）となりました。また、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）への道路資産の帰属及び債務の引渡しに伴う道路資産完成高は5,452百万円（同44.8%増）となりました。

この結果、高速道路事業の営業収益は98,423百万円（同8.2%増）、営業費用は協定に基づく機構への貸付料（注）支払いや管理費用等により98,111百万円（同11.7%増）となり、営業利益は312百万円（同90.1%減）となりました。

（注）「協定に基づく機構への貸付料」は、変動貸付料制に基づく額を計上しており、実績収入が上期計画収入の1%に相当する金額を加えた金額を上回ったことに伴い996百万円増額されました。

#### （受託事業）

受託事業につきましては、大阪府道高速大和川線の工事受託等により、営業収益は1,097百万円（前年同期比64.0%減）、営業費用は1,105百万円（同63.9%減）となり、営業損失は7百万円（前年同期は営業損失16百万円）となりました。

#### （その他）

その他の事業につきましては、休憩所等事業、駐車場事業、道路マネジメント事業等を展開しました。

この結果、その他の事業の営業収益は2,208百万円（前年同期比39.3%減）、営業費用は1,878百万円（同39.7%減）となり、営業利益は330百万円（同36.7%減）となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前中間純利益7,366百万円に加えて減価償却費3,008百万円、売上債権の減少額4,217百万円などを計上したものの、仕掛道路資産等のたな卸資産の増加額4,745百万円、退職給付に係る負債の減少額6,453百万円、仕入債務の減少額5,500百万円などがあったことにより、5,200百万円の資金流出（前年同期比668百万円の減少）となりました。

なお、上記たな卸資産の増加額は、その大部分が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の増加によるものであります。かかる資産は、中間連結貸借対照表上は「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上され、その建設には財務活動の結果得られた資金を充てております。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、主として料金收受機械及びE T C装置への設備投資等に伴う固定資産の取得による支出1,710百万円などがあったことにより、1,751百万円の資金流出（前年同期比815百万円の増加）となりました。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入れによる収入1,755百万円などがあったことにより、1,489百万円の資金流入（前年同期は13,280百万円の資金流出）となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の中間期末残高は、17,520百万円（前年同期比11,731百万円の増加）となりました。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしておりません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」において各セグメントの業績に関連付けて記載しております。

## 3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当中間連結会計期間において、当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等について、重要な変更はありません。

## 4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当社グループの事業等のリスクについて、新たな発生はありません。

## 5 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 6 【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、高速道路事業に係る技術に関する研究であり、都市内の高速道路に求められる維持管理が容易な都市高速道路の建設技術の研究開発、長期の供用を実現するための健全性評価、長寿命化並びに修繕・更新技術の研究開発、走行安全性及び快適性の向上のための新技術の開発、並びに南海トラフ地震などの巨大地震に対する減災対策に取り組んでおります。

当中間連結会計期間の研究開発費の総額は、36百万円であります。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

### (1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について

#### ① 高速道路事業の特性について

高速道路事業においては、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）の規定により、機構と平成18年3月31日付で締結した協定並びに特措法の規定による同日付事業許可に基づき、機構から道路資産を借り受けたうえで道路利用者より料金を収受し、かかる料金収入から機構への賃借料及びその他の道路事業にかかる管理費用の支払いに充てております。

このような協定及び事業許可において、高速道路の公共性に鑑み当社が収受する料金には当社の利潤を含めないことを前提としております。なお、事業年度によっては、料金収入、管理費用等の当初計画と実績との乖離により、利益又は損失が計上される場合があります。

また、高速道路事業においては、交通量の季節的な変動により上半期が下半期よりも収入が大きく、他方、補修工事等の完成が下半期に多いことから、管理費については下半期が上半期よりも大きくなる傾向にあります。

#### ② 機構による債務引受け等について

当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところでありますが、機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定することや、債務引受けは重畳的債務引受けの方法によること等について確認しております。

なお、高速道路にかかる道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の連結財務諸表及び財務諸表に計上されないこととなり、債務返済の履行については機構が主に行うこととなりますが、当該債務については、当社と機構とが連帯して債務の弁済の責を負うものとされております。

また、阪神高速道路公団（以下「阪神公団」といいます。）の民営化に伴い当社及び機構が承継した阪神公団の債務の一部について、当社と機構との間に、連帯債務関係が生じております（日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）（以下「民営化関係法施行法」といいます。）第16条）。

### (2) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。決算日における資産、負債及び会計期間における収益、費用の一部について、見積りを実施する必要がありますが、当該見積りについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる方法によって実施しておりますが、見積りと実績が異なる可能性があります。また、当社グループの中間連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表」の「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの中間連結財務諸表においては重要であると考えております。

#### ① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社グループの中間連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されます。当該資産の取得原価には、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費、人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額、除却工事費用等資産の取得に要した費用の額及び仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息のうち、当該資産の工事完了の日までに発生したものを計上しております。

なお、高速道路建設が完了したのち、かかる道路資産は上記取得原価をもって機構に帰属すると同時に、協定に基づいて当社が当該道路資産を機構から借り受けることとなります。かかる借受けについてはオペレーティング・リース取引として処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの中間連結財務諸表には計上されないこととなります。

② ETCマイレージサービス引当金

当社グループは、ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

③ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び長期期待運用収益率などが含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

(3) 経営成績の分析

① 営業収益

当中間連結会計期間における営業収益は、合計で前年同期比4.2%増の101,673百万円となりました。高速道路事業については、通行台数増加及び近畿圏の新たな高速道路料金の導入による影響等により、料金収入は92,566百万円、道路資産の完成、引渡しによる道路資産完成高5,452百万円等を合わせて高速道路事業営業収益は98,423百万円となり、受託事業については、大阪府道高速大和川線の工事受託等により1,097百万円、その他の事業については2,208百万円となりました。

② 営業費用及び営業利益

当中間連結会計期間における営業費用は、合計で前年同期比7.6%増の101,038百万円となりました。

その内容は、協定に基づく機構への賃借料の支払い71,095百万円、道路資産完成原価5,452百万円、業務委託費、維持補修費を中心とした管理費用21,562百万円による高速道路事業営業費用98,111百万円、受託事業における受託事業営業費用1,105百万円、その他の事業の営業費用1,878百万円であります。

これらの営業費用を差し引いた結果、当中間連結会計期間における営業利益は、前年同期比82.7%減の634百万円となりました。

③ 営業外損益及び経常利益

当中間連結会計期間の営業外収益は、土地物件貸付料41百万円等により85百万円となりました。

また、当中間連結会計期間の営業外費用は、持分法による投資損失6百万円等により9百万円となりました。

これらの営業外損益を計上した結果、当中間連結会計期間における経常利益は、前年同期比80.8%減の710百万円となりました。

④ 特別損益及び税金等調整前中間純利益

当中間連結会計期間の特別利益は、厚生年金基金代行返上益6,656百万円等の計上により6,663百万円、特別損失は減損損失6百万円等の計上により8百万円となりました。

これらの特別損益を計上した結果、当中間連結会計期間における税金等調整前中間純利益は、前年同期比102.5%増の7,366百万円となりました。

⑤ 親会社株主に帰属する中間純利益

当中間連結会計期間の親会社株主に帰属する中間純利益は、法人税等2,276百万円、非支配株主に帰属する中間純利益18百万円を計上した結果、前年同期比60.0%増の5,070百万円となりました。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達は、道路料金の徴収等の営業活動のほか、機構からの無利子借入れを通じて実施いたしました。

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であり、かかる資産及び設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載しております。

### 第3【設備の状況】

当社グループの行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた仕掛道路資産は、当社グループの中間連結財務諸表及び中間財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社グループの資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が阪神公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社グループが機構から借り受けます（以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社グループが借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます。）。借受道路資産は、当社グループの資産としては計上されておられません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は当社グループの設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

#### 1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

##### (1) 主要な設備の状況

###### ① 提出会社

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

###### ② 国内子会社

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

##### (2) 設備の新設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 2【道路資産】

### (1) 主要な道路資産の状況

当社グループは、当中間連結会計期間において、協定における大阪府道高速大和川線等の新設、沿道環境対策等の改築及び舗装等の修繕等を通じ総額10,273百万円の仕掛道路資産の建設を行いました。

また、当中間連結会計期間において機構に帰属し、借受道路資産として当社が借り受けることとなった道路資産は、総額5,452百万円であり、その内訳は下記のとおりであります。

路線・区間等		帰属時期（注1）	道路資産価額（百万円） （注2）
大阪府道高速大阪池田線等 に関する協定	修繕	平成29年6月	2,256
		平成29年9月	2,556
	特定更新等工事	平成29年6月	168
		平成29年9月	449
京都市道高速道路1号線等 に関する協定	修繕	平成29年6月	10
		平成29年9月	11
合計			5,452

（注）1. 仕掛道路資産が機構に帰属し、借受道路資産となった時期を記載しております。

2. 道路資産価額には、消費税等は含まれておりません。

一方、当連結会計年度の年間賃借料は、阪神圏が137,259百万円、京都圏が2,939百万円、合計140,199百万円となっております。また、年間賃借料は、協定の規定により、各連結会計年度の料金収入の金額に応じて変動する場合があります。なお、年間賃借料には消費税等は含まれておりません。

### (2) 道路資産の建設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した道路資産にかかる重要な建設計画について、重要な変更はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成29年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成29年12月22日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	20,000,000	20,000,000	非上場	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	20,000,000	20,000,000	—	—

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成29年4月1日～ 平成29年9月30日	—	20,000,000	—	10,000	—	10,000

(6) 【大株主の状況】

平成29年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関3丁目1番1号	9,999,996	50.0
大阪府	大阪府中央区大手前2丁目	2,876,722	14.4
大阪市	大阪市北区中之島1丁目3番20号	2,876,722	14.4
兵庫県	神戸市中央区下山手通5丁目10番1号	1,827,287	9.1
神戸市	神戸市中央区加納町6丁目5番1号	1,827,287	9.1
京都府	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	295,993	1.5
京都市	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地	295,993	1.5
計	—	20,000,000	100.0

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 19,999,500	199,995	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式
単元未満株式	普通株式 500	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	20,000,000	—	—
総株主の議決権	—	199,995	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

3 【役員 の 状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員及び執行役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に準拠し、「高速道路事業等会計規則」（平成17年国土交通省令第65号）に準じて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年国土交通省令第65号）により作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

## 1 【中間連結財務諸表等】

## (1) 【中間連結財務諸表】

## ① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	14,213	15,750
高速道路事業営業未収入金	34,185	33,872
未収入金	6,769	3,322
未収還付法人税等	94	8
未収消費税等	—	※3 63
有価証券	9,000	2,000
仕掛道路資産	101,479	106,127
その他のたな卸資産	258	355
受託業務前払金	1,718	1,724
繰延税金資産	1,345	1,138
その他	1,196	1,646
貸倒引当金	△11	△9
流動資産合計	170,249	165,998
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	28,310	27,647
減価償却累計額	△12,231	△12,166
建物及び構築物 (純額)	16,078	15,481
機械装置及び運搬具	51,136	50,013
減価償却累計額	△34,859	△34,362
機械装置及び運搬具 (純額)	16,276	15,651
土地	3,789	3,788
リース資産	4,951	4,883
減価償却累計額	△1,104	△1,193
リース資産 (純額)	3,846	3,690
建設仮勘定	1,731	1,843
その他	1,910	1,985
減価償却累計額	△1,390	△1,453
その他 (純額)	520	531
有形固定資産合計	42,243	40,986
無形固定資産		
ソフトウェア	1,591	1,481
その他	6	6
無形固定資産合計	1,598	1,487
投資その他の資産		
投資有価証券	812	813
繰延税金資産	4,055	945
その他	1,083	1,068
貸倒引当金	△18	△19
投資その他の資産合計	5,932	2,806
固定資産合計	49,774	45,281
資産合計	※1 220,023	※1 211,280

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	22,412	17,708
未払金	6,569	5,098
リース債務	475	460
未払法人税等	1,080	463
未払消費税等	1,083	※3 254
受託業務前受金	885	1,110
前受金	98	284
賞与引当金	1,425	1,577
その他	2,232	1,679
流動負債合計	36,263	28,638
固定負債		
道路建設関係社債	※1 43,493	※1 43,494
道路建設関係長期借入金	67,284	69,039
リース債務	3,283	3,136
繰延税金負債	—	55
役員退職慰労引当金	118	112
ETCマイレージサービス引当金	31	41
退職給付に係る負債	30,543	19,230
その他	591	552
固定負債合計	145,348	135,663
負債合計	181,611	164,302
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	10,000	10,000
利益剰余金	25,085	30,156
株主資本合計	45,085	50,156
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△1	1
退職給付に係る調整累計額	△7,191	△3,717
その他の包括利益累計額合計	△7,193	△3,716
非支配株主持分	520	538
純資産合計	38,412	46,977
負債・純資産合計	220,023	211,280

## ②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

## 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
営業収益	97,558	101,673
営業費用		
道路資産賃借料	65,368	71,095
高速道路等事業管理費及び売上原価	26,135	27,239
販売費及び一般管理費	※1 2,394	※1 2,702
営業費用合計	93,898	101,038
営業利益	3,659	634
営業外収益		
受取利息	0	0
土地物件貸付料	28	41
助成金収入	10	13
原因者負担収入	7	7
その他	16	21
営業外収益合計	63	85
営業外費用		
支払利息	1	0
偽造ハイウェイカード損失	1	—
寄付金	0	1
持分法による投資損失	12	6
その他	1	0
営業外費用合計	17	9
経常利益	3,705	710
特別利益		
固定資産売却益	—	※2 6
厚生年金基金代行返上益	—	6,656
特別利益合計	—	6,663
特別損失		
固定資産売却損	※3 41	—
固定資産除却費	※4 9	※4 1
事務所移転費用	1	—
減損損失	※5 14	※5 6
特別損失合計	67	8
税金等調整前中間純利益	3,638	7,366
法人税、住民税及び事業税	377	289
法人税等調整額	58	1,987
法人税等合計	436	2,276
中間純利益	3,201	5,089
非支配株主に帰属する中間純利益	32	18
親会社株主に帰属する中間純利益	3,169	5,070

## 【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
中間純利益	3,201	5,089
その他の包括利益		
退職給付に係る調整額	628	3,473
持分法適用会社に対する持分相当額	2	2
その他の包括利益合計	630	3,476
中間包括利益	3,832	8,565
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	3,799	8,547
非支配株主に係る中間包括利益	32	18

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他の有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	10,000	10,000	21,993	41,993	△4	△9,371	△9,376	402	33,019
当中間期変動額									
親会社株主に帰属する中間純利益			3,169	3,169					3,169
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					2	628	630	32	662
当中間期変動額合計	—	—	3,169	3,169	2	628	630	32	3,832
当中間期末残高	10,000	10,000	25,162	45,162	△2	△8,743	△8,745	434	36,851

当中間連結会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他の有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	10,000	10,000	25,085	45,085	△1	△7,191	△7,193	520	38,412
当中間期変動額									
親会社株主に帰属する中間純利益			5,070	5,070					5,070
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					2	3,473	3,476	18	3,494
当中間期変動額合計	—	—	5,070	5,070	2	3,473	3,476	18	8,565
当中間期末残高	10,000	10,000	30,156	50,156	1	△3,717	△3,716	538	46,977

## ④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前中間純利益	3,638	7,366
減価償却費	2,824	3,008
減損損失	14	6
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	0	△0
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△9	△5
賞与引当金の増減額 (△は減少)	133	152
ETCマイレージサービス引当金の増減額 (△は減少)	7	9
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△1,713	△6,453
受取利息	△0	△0
支払利息	1	0
固定資産売却損益 (△は益)	41	△6
固定資産除却費	9	1
持分法による投資損益 (△は益)	12	6
売上債権の増減額 (△は増加)	16,193	4,217
たな卸資産の増減額 (△は増加)	※2 △8,499	△4,745
仕入債務の増減額 (△は減少)	△19,883	△5,500
未払又は未収消費税等の増減額	△861	△891
その他	2,991	△1,576
小計	△5,099	△4,412
利息及び配当金の受取額	2	2
利息の支払額	△91	△32
法人税等の還付額	0	94
法人税等の支払額	△681	△852
営業活動によるキャッシュ・フロー	△5,869	△5,200
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
固定資産の取得による支出	△1,339	△1,710
固定資産の売却による収入	395	7
固定資産の除却による支出	△1	△42
投資有価証券の取得による支出	—	△6
定期預金の預入による支出	△1	—
定期預金の払戻による収入	10	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△936	△1,751
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入れによる収入	1,938	1,755
道路建設関係社債償還による支出	※2 △15,000	—
リース債務の返済による支出	△218	△265
非支配株主への配当金の支払額	△0	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△13,280	1,489
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△20,085	△5,462
現金及び現金同等物の期首残高	25,874	22,983
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 5,788	※1 17,520

## 【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 8社
- 連結子会社の名称 阪神高速サービス㈱  
阪神高速技術㈱  
阪神高速パトロール㈱  
阪神高速トール大阪㈱  
阪神高速トール神戸㈱  
阪神高速技研㈱  
内外構造㈱  
阪高プロジェクトサポート㈱

### (2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称 阪申土木技術諮詢(上海)有限公司  
(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用の関連会社の数 5社

関連会社の名称 ㈱情報技術  
㈱テクノ阪神  
㈱ハイウェイ管制  
阪神施設工業㈱  
阪神施設調査㈱

- (2) 持分法を適用していない非連結子会社(阪申土木技術諮詢(上海)有限公司)は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

### 3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

すべての連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

その他有価証券

(時価のあるもの)

中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(時価のないもの)

移動平均法による原価法によっております。

##### ② たな卸資産

評価基準は主として原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

仕掛道路資産

個別法を採用しております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

その他のたな卸資産

主として個別法を採用しております。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産(リース資産を除く)

当社は定額法、連結子会社は定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	5～60年
機械装置及び運搬具	5～17年
その他	5～10年

また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間連結会計期間の負担額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく中間連結会計期間末要支給額を計上しております。

④ ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時に一括費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

また、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高

工事完成基準を適用しております。

受託業務収入

当中間連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(中間連結損益計算書)

前中間連結会計期間において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「寄付金」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当中間連結会計期間より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた1百万円は、「寄付金」0百万円、「その他」1百万円として組み替えております。

(追加情報)

当社が加入する建設関係法人厚生年金基金は、厚生年金の代行部分について、平成29年5月1日付けで厚生労働大臣から過去分返上の認可を受けました。

これに伴い、「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号)第46項に従い、当中間連結会計期間において、6,656百万円を特別利益として計上しております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、以下の社債について、当社の総財産を担保に供しております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
道路建設関係社債	43,493百万円 (額面43,500百万円)	43,494百万円 (額面43,500百万円)

なお、上記に加えて、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債143,100百万円(額面)(前連結会計年度153,100百万円(額面))について、当社の総財産を担保に供しております。

2 偶発債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	15,000百万円	15,000百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	177,600百万円	167,600百万円

なお、上記引渡しにより、以下の債務が減少しております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
道路建設関係社債	50,000百万円	—百万円
道路建設関係長期借入金	18,499	—

※3 消費税等の取扱い

連結子会社の仮払消費税等及び仮受消費税等は、連結子会社毎に相殺のうえ、未収消費税等又は未払消費税等として表示しております。

## (中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
役員報酬	198百万円	194百万円
役員退職慰労引当金繰入額	10	14
給料手当	869	853
賞与引当金繰入額	251	241
退職給付費用	△145	161
法定福利費	217	215
地代家賃	107	123
租税公課	298	283
諸手数料	117	158
E T Cマイレージサービス引当金繰入額	19	21

※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
機械装置及び運搬具	－百万円	1百万円
土地	－	5
計	－	6

※3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
土地	41百万円	－百万円
計	41	－

※4 固定資産除却費の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
建物及び構築物	2百万円	0百万円
機械装置及び運搬具	6	0
その他(工具、器具及び備品)	0	0
ソフトウェア	0	0
計	9	1

## ※5 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前中間連結会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

用途	種類	場所	計上額（百万円）
休憩所施設	建物及び構築物	大阪市港区 ほか	8
農産物・海産物直売所	その他（工具、器具及び備品）	神戸市須磨区	6
（合計）			14

### （資産のグルーピング）

資産のグルーピングは管理会計上の区分を基礎として以下のように決定しております。

- ① 高速道路事業に使用している固定資産は、すべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を一つの資産グループとしております。
- ② ①以外の事業用固定資産については、原則として事業管理単位毎としております。
- ③ それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としております。

### 休憩所施設

#### （減損損失を認識するに至った経緯）

休憩所別の営業損益が継続してマイナスとなった休憩所施設につき、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

#### （回収可能価額の算定方法）

使用価値をもって回収可能価額を測定しております。なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値は零と評価しております。

### 農産物・海産物直売所

#### （減損損失を認識するに至った経緯）

農産物・海産物直売所は、収益性の低下により投資額の回収が困難と見込まれるため、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

#### （回収可能価額の算定方法）

使用価値をもって回収可能価額を測定しております。なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値は零と評価しております。

当中間連結会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

用途	種類	場所	計上額（百万円）
休憩所施設	建物及び構築物	大阪府泉大津市	2
	その他（工具、器具及び備品）		1
農産物・海産物直売所	建物及び構築物	神戸市須磨区	0
	その他（工具、器具及び備品）		2
（合計）			6

（資産のグルーピング）

資産のグルーピングは管理会計上の区分を基礎として以下のように決定しております。

- ① 高速道路事業に使用している固定資産は、すべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を一つの資産グループとしております。
- ② ①以外の事業用固定資産については、原則として事業管理単位毎としております。
- ③ それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としております。

休憩所施設

（減損損失を認識するに至った経緯）

休憩所別の営業損益が継続してマイナスとなった休憩所施設につき、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

（回収可能価額の算定方法）

使用価値をもって回収可能価額を測定しております。なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値は零と評価しております。

農産物・海産物直売所

（減損損失を認識するに至った経緯）

農産物・海産物直売所は、収益性の低下により投資額の回収が困難と見込まれるため、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

（回収可能価額の算定方法）

使用価値をもって回収可能価額を測定しております。なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値は零と評価しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間 末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	20,000	—	—	20,000
合計	20,000	—	—	20,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間 末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	20,000	—	—	20,000
合計	20,000	—	—	20,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
現金及び預金勘定	6,018百万円	15,750百万円
取得日から3ヶ月以内に償還される短期投資(有価証券勘定)	—	2,000
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△230	△230
現金及び現金同等物	5,788	17,520

※2

前中間連結会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

財務活動によるキャッシュ・フロー、道路建設関係社債償還による支出△15,000百万円は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額であります。

以上の債務引受に伴い、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額△8,499百万円には、道路整備特別措置法第51条第2項ないし第4項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額3,766百万円が含まれております。

当中間連結会計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

ネットワーク機器であります。

②リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

高速道路事業における維持管理用車両、その他の事業における駐車場設備（構築物）等及び事務用機器であります。

②リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(1) 道路資産の未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
1年内	140,199	142,025
1年超	7,298,625	7,226,699
合計	7,438,825	7,368,725

(注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入-加算基準額）が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額-実績料金収入）が減算されることとなっております。

(2) 道路資産以外の未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
1年内	56	60
1年超	164	158
合計	221	219

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注)2.参照)。

前連結会計年度(平成29年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	14,213	14,213	—
(2) 高速道路事業営業未収入金	34,185	34,185	—
(3) 未収入金	6,769	6,769	—
(4) 未収還付法人税等	94	94	—
(5) 有価証券及び投資有価証券	9,000	9,000	—
資産計	64,263	64,263	—
(1) 高速道路事業営業未払金	22,412	22,412	—
(2) 未払金	6,569	6,569	—
(3) 未払法人税等	1,080	1,080	—
(4) 未払消費税等	1,083	1,083	—
(5) 道路建設関係社債	43,493	43,596	102
(6) 道路建設関係長期借入金	67,284	67,284	—
負債計	141,924	142,026	102

当中間連結会計期間（平成29年9月30日）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	15,750	15,750	—
(2) 高速道路事業営業未収入金	33,872	33,872	—
(3) 未収入金	3,322	3,322	—
(4) 未収還付法人税等	8	8	—
(5) 未収消費税等	63	63	—
(6) 有価証券及び投資有価証券	2,000	2,000	—
資産計	55,016	55,016	—
(1) 高速道路事業営業未払金	17,708	17,708	—
(2) 未払金	5,098	5,098	—
(3) 未払法人税等	463	463	—
(4) 未払消費税等	254	254	—
(5) 道路建設関係社債	43,494	43,571	77
(6) 道路建設関係長期借入金	69,039	69,039	—
負債計	136,060	136,137	77

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項  
前連結会計年度（平成29年3月31日）

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 高速道路事業営業未収入金、(3) 未収入金及び(4) 未収還付法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらは譲渡性預金であり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

(1) 高速道路事業営業未払金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等及び(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 道路建設関係社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

(6) 道路建設関係長期借入金

これらの時価は、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

当中間連結会計期間（平成29年9月30日）

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 高速道路事業営業未収入金、(3) 未収入金、(4) 未収還付法人税等及び(5) 未収消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 有価証券及び投資有価証券

これらは譲渡性預金であり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

(1) 高速道路事業営業未払金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等及び(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 道路建設関係社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

(6) 道路建設関係長期借入金

これらの時価は、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
非上場株式	812	813

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。「資産(6) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(有価証券関係)  
 その他有価証券  
 前連結会計年度 (平成29年 3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	9,000	9,000	—
	小計	9,000	9,000	—
合計		9,000	9,000	—

当中間連結会計期間 (平成29年 9月30日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	2,000	2,000	—
	小計	2,000	2,000	—
合計		2,000	2,000	—

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、「高速道路事業」、「受託事業」を中核として事業活動を展開しており、当社及びグループ会社の事業の種類別の区分により、経営を管理しております。

したがって、当社グループにおける事業セグメントは、事業の種類別セグメントにより識別しており、「高速道路事業」及び「受託事業」の2つを報告セグメントとしております。

「高速道路事業」においては、阪神高速道路の新設、改築、修繕その他の管理等を実施しております。「受託事業」においては、国、地方公共団体等の委託に基づき道路の新設、改築等を実施しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結財務 諸表計上額 (注) 3
	高速道路事業	受託事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	90,892	3,043	93,935	3,622	97,558	—	97,558
セグメント間の内部 売上高又は振替高	85	—	85	14	100	△100	—
計	90,977	3,043	94,021	3,637	97,658	△100	97,558
セグメント利益又は損 失(△)	3,154	△16	3,137	521	3,659	—	3,659
セグメント資産	185,452	4,247	189,700	8,183	197,883	15,492	213,375
その他の項目							
減価償却費	2,270	—	2,270	181	2,452	372	2,824
持分法適用会社への 投資額	699	—	699	—	699	—	699
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	630	—	630	753	1,384	490	1,874

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない休憩所等事業、駐車場事業、道路マネジメント事業、発生土再生活用事業等を含んでおります。
2. 調整額は、以下のとおりであります。
- (1) 売上高の調整額△100百万円は、セグメント間取引消去であります。
  - (2) セグメント資産の調整額15,492百万円は、全社資産であり、その主なものは各事業共用の固定資産、余剰運用資金等であります。
  - (3) 減価償却費の調整額372百万円は、各事業共用の固定資産の減価償却費であります。
  - (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額490百万円は、各事業共用の固定資産の設備投資額であります。
3. セグメント利益又は損失(△)は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	中間連結財務 諸表計上額 (注)3
	高速道路事業	受託事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	98,380	1,097	99,477	2,195	101,673	—	101,673
セグメント間の内部 売上高又は振替高	43	—	43	12	55	△55	—
計	98,423	1,097	99,521	2,208	101,729	△55	101,673
セグメント利益又は損 失(△)	312	△7	304	330	634	—	634
セグメント資産	171,482	4,560	176,042	7,997	184,040	27,239	211,280
その他の項目							
減価償却費	2,417	—	2,417	180	2,597	411	3,008
持分法適用会社への 投資額	770	—	770	—	770	—	770
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	1,952	—	1,952	86	2,039	552	2,591

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない休憩所等事業、駐車場事業、道路マネジメント事業等を含んでおります。
2. 調整額は、以下のとおりであります。
- (1) 売上高の調整額△55百万円は、セグメント間取引消去であります。
  - (2) セグメント資産の調整額27,239百万円は、全社資産であり、その主なものは各事業共用の固定資産、余剰運用資金等であります。
  - (3) 減価償却費の調整額411百万円は、各事業共用の固定資産の減価償却費であります。
  - (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額552百万円は、各事業共用の固定資産の設備投資額であります。
3. セグメント利益又は損失(△)は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

I 前中間連結会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	高速道路料金収入	その他	合計
外部顧客への売上高	86,913	10,645	97,558

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高で中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

II 当中間連結会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	高速道路料金収入	その他	合計
外部顧客への売上高	92,566	9,107	101,673

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高で中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

（単位：百万円）

	高速道路事業	受託事業	その他	全社・消去	合計
減損損失	—	—	14	—	14

（注）「その他」の金額は、休憩所等事業等に係る金額であります。

当中間連結会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

（単位：百万円）

	高速道路事業	受託事業	その他	全社・消去	合計
減損損失	—	—	6	—	6

（注）「その他」の金額は、休憩所等事業等に係る金額であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
1株当たり純資産額	1,894.61円	2,321.99円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(百万円)	38,412	46,977
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	520	538
(うち非支配株主持分(百万円))	(520)	(538)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 (百万円)	37,892	46,439
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末 (期末)の普通株式の数(千株)	20,000	20,000

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	158.48円	253.54円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益金額(百万円)	3,169	5,070
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益 金額(百万円)	3,169	5,070
普通株式の期中平均株式数(千株)	20,000	20,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

多額な社債の発行

当社は、平成29年4月21日開催の取締役会の決議（社債700億円以内）に基づき、平成29年10月12日に以下の条件で社債を発行しております。

区分	阪神高速道路株式会社第17回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付）
発行総額	金200億円
利率	年0.030パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	額面100円につき金100円
払込期日	平成29年10月12日
償還期日	平成32年12月18日
担保	一般担保
資金の使途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金に充当
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重疊的債務引受条項付

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 2 【中間財務諸表等】

### (1) 【中間財務諸表】

#### ① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当中間会計期間 (平成29年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	12,708	13,510
高速道路事業営業未収入金	34,176	33,840
未収入金	6,410	3,245
未収還付法人税等	90	8
有価証券	9,000	2,000
仕掛道路資産	101,693	106,331
貯蔵品	154	253
受託業務前払金	1,718	1,724
前払費用	73	224
繰延税金資産	382	398
その他	559	1,124
貸倒引当金	△11	△9
流動資産合計	166,956	162,652
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	1,507	1,503
減価償却累計額	△514	△535
建物(純額)	992	967
構築物	18,684	18,367
減価償却累計額	△8,425	△8,321
構築物(純額)	10,259	10,046
機械及び装置	50,525	49,440
減価償却累計額	△34,263	△33,755
機械及び装置(純額)	16,261	15,685
車両運搬具	453	456
減価償却累計額	△382	△396
車両運搬具(純額)	71	60
工具、器具及び備品	297	293
減価償却累計額	△220	△224
工具、器具及び備品(純額)	77	68
建設仮勘定	1,729	1,424
有形固定資産合計	29,391	28,252
無形固定資産		
ソフトウェア	844	782
その他	1	1
無形固定資産合計	845	783
高速道路事業固定資産合計	30,237	29,036

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当中間会計期間 (平成29年9月30日)
関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	1,396	1,396
減価償却累計額	△224	△245
建物(純額)	1,171	1,150
構築物	109	108
減価償却累計額	△25	△27
構築物(純額)	84	81
機械及び装置	2	0
減価償却累計額	△2	—
機械及び装置(純額)	0	0
車両運搬具	4	4
減価償却累計額	△4	△4
車両運搬具(純額)	0	0
工具、器具及び備品	90	90
減価償却累計額	△52	△59
工具、器具及び備品(純額)	38	30
土地	1,908	1,838
リース資産	62	62
減価償却累計額	△23	△30
リース資産(純額)	38	32
建設仮勘定	—	0
有形固定資産合計	3,241	3,133
無形固定資産		
ソフトウェア	0	0
無形固定資産合計	0	0
関連事業固定資産合計	3,241	3,133
各事業共用固定資産		
有形固定資産		
建物	4,652	4,665
減価償却累計額	△1,829	△1,925
建物(純額)	2,822	2,739
構築物	58	63
減価償却累計額	△31	△33
構築物(純額)	26	30
工具、器具及び備品	605	608
減価償却累計額	△432	△447
工具、器具及び備品(純額)	173	161
土地	1,116	1,116
リース資産	111	111
減価償却累計額	△40	△52
リース資産(純額)	70	59
建設仮勘定	1	419
有形固定資産合計	4,211	4,525

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当中間会計期間 (平成29年9月30日)
無形固定資産		
ソフトウェア	382	314
その他	0	0
無形固定資産合計	383	315
各事業共用固定資産合計	4,594	4,840
その他の固定資産		
有形固定資産		
土地	313	312
有形固定資産合計	313	312
その他の固定資産合計	313	312
投資その他の資産		
その他の投資等	3,182	1,135
貸倒引当金	△18	△19
投資その他の資産合計	3,164	1,115
固定資産合計	41,551	38,439
資産合計	※1 208,507	※1 201,091
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	17,232	15,668
未払金	3,671	4,180
リース債務	34	32
未払費用	287	603
未払法人税等	310	276
未払消費税等	825	83
受託業務前受金	885	1,110
前受金	45	271
預り金	16,097	8,955
賞与引当金	691	778
その他	660	660
流動負債合計	40,740	32,620

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当中間会計期間 (平成29年9月30日)
<b>固定負債</b>		
道路建設関係社債	※1 43,493	※1 43,494
道路建設関係長期借入金	67,284	69,039
リース債務	74	59
繰延税金負債	—	90
受入保証金	53	52
退職給付引当金	20,561	14,122
役員退職慰労引当金	25	23
ETCマイレージサービス引当金	31	41
固定負債合計	131,526	126,925
<b>負債合計</b>	<b>172,266</b>	<b>159,545</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	10,000	10,000
<b>資本剰余金</b>		
資本準備金	10,000	10,000
資本剰余金合計	10,000	10,000
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
固定資産圧縮積立金	148	145
高速道路事業別途積立金	11,823	11,801
繰越利益剰余金	4,269	9,598
利益剰余金合計	16,241	21,546
株主資本合計	36,241	41,546
<b>純資産合計</b>	<b>36,241</b>	<b>41,546</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>208,507</b>	<b>201,091</b>

## ②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
高速道路事業営業損益		
営業収益		
料金収入	86,913	92,566
道路資産完成高	3,766	5,452
受託業務収入	0	1
その他の売上高	9	5
営業収益合計	90,690	98,025
営業費用		
道路資産賃借料	65,368	71,095
道路資産完成原価	3,766	5,452
管理費用	18,498	21,150
受託業務費用	0	1
営業費用合計	87,634	97,699
高速道路事業営業利益	3,056	325
関連事業営業損益		
営業収益		
受託業務収入	3,043	1,097
駐車場事業収入	266	274
休憩所等事業収入	37	35
その他営業事業収入	574	572
営業収益合計	3,922	1,979
営業費用		
受託業務費用	3,060	1,105
駐車場事業費	118	113
休憩所等事業費	39	32
その他営業事業費	405	643
営業費用合計	3,623	1,894
関連事業営業利益	298	85
全事業営業利益	3,354	411
営業外収益	※1 245	※1 389
営業外費用	※2 10	※2 6
経常利益	3,588	793
特別利益	—	※3 6,756
特別損失	※4 57	※4 3
税引前中間純利益	3,531	7,547
法人税、住民税及び事業税	219	102
法人税等調整額	121	2,140
法人税等合計	341	2,242
中間純利益	3,190	5,304

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				株主資本 合計	
		資本準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
			固定資産 圧縮積立金	高速道路 事業 別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	10,000	10,000	153	10,692	3,090	13,935	33,935	33,935
当中間期変動額								
固定資産圧縮積立金の 取崩			△2		2	－	－	－
別途積立金の積立				1,131	△1,131	－	－	－
別途積立金の取崩				－	－	－	－	－
中間純利益					3,190	3,190	3,190	3,190
当中間期変動額合計	－	－	△2	1,131	2,061	3,190	3,190	3,190
当中間期末残高	10,000	10,000	150	11,823	5,151	17,125	37,125	37,125

当中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				株主資本 合計	
		資本準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
			固定資産 圧縮積立金	高速道路 事業 別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	10,000	10,000	148	11,823	4,269	16,241	36,241	36,241
当中間期変動額								
固定資産圧縮積立金の 取崩			△2		2	－	－	－
別途積立金の積立				－	－	－	－	－
別途積立金の取崩				△21	21	－	－	－
中間純利益					5,304	5,304	5,304	5,304
当中間期変動額合計	－	－	△2	△21	5,329	5,304	5,304	5,304
当中間期末残高	10,000	10,000	145	11,801	9,598	21,546	41,546	41,546

## 【注記事項】

(重要な会計方針)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

#### (2) たな卸資産

評価基準は主として原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

仕掛道路資産

個別法を採用しております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

貯蔵品

主として個別法を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

構築物 5～60年

機械及び装置 5～17年

また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

##### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時に一括費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

#### (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(5) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高

工事完成基準を適用しております。

受託業務収入

当中間会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(追加情報)

当社が加入する建設関係法人厚生年金基金は、厚生年金の代行部分について、平成29年5月1日付けで厚生労働大臣から過去分返上の認可を受けました。

これに伴い、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）第46項に従い、当中間会計期間において、6,656百万円を特別利益として計上しております。

(中間貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、以下の社債について、当社の総財産を担保に供しております。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当中間会計期間 (平成29年9月30日)
道路建設関係社債	43,493百万円(額面43,500百万円)	43,494百万円(額面43,500百万円)

なお、上記に加えて、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債143,100百万円(額面)(前事業年度153,100百万円(額面))について、当社の総財産を担保に供しております。

2 偶発債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当中間会計期間 (平成29年9月30日)
(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	15,000百万円	15,000百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当中間会計期間 (平成29年9月30日)
(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	177,600百万円	167,600百万円

なお、上記引渡しにより、以下の債務が減少しております。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当中間会計期間 (平成29年9月30日)
道路建設関係社債	50,000百万円	—百万円
道路建設関係長期借入金	18,499	—

## (中間損益計算書関係)

※1 営業外収益のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
受取配当金	198百万円	328百万円
有価証券利息	0	0
受取利息	0	0
土地物件貸付料	28	41
原因者負担収入	7	7

※2 営業外費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
支払利息	8百万円	4百万円
偽造ハイウェイカード損失	1	—

※3 特別利益のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
固定資産売却益(土地)	—百万円	100百万円
厚生年金基金代行返上益	—	6,656

※4 特別損失のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
固定資産売却損(土地)	41百万円	—百万円
減損損失	8	3
固定資産除却費(ソフトウェア等)	7	0

## 5 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
有形固定資産	2,264百万円	2,376百万円
無形固定資産	194	200

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式383百万円、当中間会計期間の中間貸借対照表計上額は子会社株式383百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(重要な後発事象)

多額な社債の発行

当社は、平成29年4月21日開催の取締役会の決議（社債700億円以内）に基づき、平成29年10月12日に以下の条件で社債を発行しております。

区分	阪神高速道路株式会社第17回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）
発行総額	金200億円
利率	年0.030パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	額面100円につき金100円
払込期日	平成29年10月12日
償還期日	平成32年12月18日
担保	一般担保
資金の用途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金に充当
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受条項付

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）並びに第19号（連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成29年6月9日近畿財務局長に提出

(2) 訂正発行登録書（普通社債）

平成29年6月9日近畿財務局長に提出

(3) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第12期）（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）平成29年6月26日近畿財務局長に提出

(4) 訂正発行登録書（普通社債）

平成29年8月10日近畿財務局長に提出

(5) 発行登録追補書類（普通社債）及びその添付書類

平成29年10月5日近畿財務局長に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

### 第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

### 第2【保証会社以外の会社の情報】

#### 1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

当社が発行した第10回ないし第17回社債（いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）（以下これらを総称して「当社債」といいます。）には保証は付されておられません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされております。当社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が当社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなるため、機構に係る情報の開示を行うものです。

なお、第10回ないし第14回社債は、機構により重畳的に債務引き受けされております。

- （注）
1. 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路であって、大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域（大阪市及び神戸市の区域と自然的、経済的及び社会的に密接な関係がある区域に限る。）並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するものをいいます。
  2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。）をいいます。
  3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は、機構に帰属する日前においても、当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

〈対象となる社債〉

(平成29年12月22日現在)

有価証券の名称	発行年月日	発行価額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名
阪神高速道路株式会社第10回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注1)	平成25年10月11日	10,000	非上場
阪神高速道路株式会社第11回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注2)	平成26年2月27日	15,000	非上場
阪神高速道路株式会社第12回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注3)	平成27年2月12日	25,000	非上場
阪神高速道路株式会社第13回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注4)	平成27年10月14日	15,000	非上場
阪神高速道路株式会社第14回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注5)	平成28年2月25日	35,000	非上場
阪神高速道路株式会社第15回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成28年10月13日	25,000	非上場
阪神高速道路株式会社第16回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成29年2月27日	15,000	非上場
阪神高速道路株式会社第17回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成29年10月12日	20,000	非上場

- (注) 1. 平成27年3月31日付で機構により重畳的に債務引き受けされております。  
 2. 平成27年9月30日付で機構により重畳的に債務引き受けされております。  
 3. 平成28年3月31日付で機構により重畳的に債務引き受けされております。  
 4. 平成28年9月30日付で機構により重畳的に債務引き受けされております。  
 5. 平成29年3月31日付で機構により重畳的に債務引き受けされております。

## 2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

## 3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

### 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成29年9月30日現在の機構の概要は下記のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地

神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号

子会社及び関連会社はありません。

- ④ 役員 機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くこととされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。

また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成29年3月31日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、現任の理事長の任期は、平成29年10月1日以降、現中期目標の期間の末日（平成30年3月31日）まで、理事の任期は2年、現任の監事の任期は平成29年度の財務諸表承認日までであります。

- ⑤ 資本金及び資本構成

平成29年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国及び関係地方公共団体が出資しております。

I 資本金	5,612,436百万円
政府出資金	4,089,294百万円
地方公共団体出資金	1,523,142百万円
II 資本剰余金	842,131百万円
資本剰余金	127百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
損益外除売却差額相当額	△49百万円
損益外減価償却累計額	△6,817百万円
損益外減損損失累計額	△2,061百万円
III 利益剰余金	5,085,747百万円
純資産合計	11,540,316百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」といいます。）、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第4項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

## ⑥ 事業の内容

- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲
- (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
  - (ii) 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
  - (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
  - (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、当社又は首都高速道路(株)に対する阪神高速道路又は首都高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
  - (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
  - (vi) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路のうち当該高速道路と道路（高速道路を除きます。）とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
  - (vii) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、当社又は首都高速道路(株)に対する阪神高速道路又は首都高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
  - (viii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
  - (ix) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、特措法及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
  - (x) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和56年法律第72号）に規定する業務
  - (xi) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
  - (xii) 上記（xi）の鉄道施設を有償で鉄道事業者を利用させる業務
- (c) 事業にかかるとの関係法令
- 機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。
- (i) 機構法
  - (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号）
  - (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）
  - (iv) 通則法
  - (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）
  - (vi) 高速道路株式会社法

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより平成77年9月30日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められておりましたが、平成27年7月に国土交通省が、機構及び高速道路会社が自ら行った業務点検や「高速道路機構・会社の業務点検検討会」における意見をもとに「高速道路機構・会社の業務点検」をとりまとめております。

## 第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成29年12月18日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西原 健二 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小市 裕之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、阪神高速道路株式会社及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成29年12月18日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西原 健二 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小市 裕之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第13期事業年度の中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、阪神高速道路株式会社の平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。